

アルコール製造事業の手引き

- このパンフレットは、アルコール事業法の下でアルコールの製造事業を行おうとする方にアルコール事業法の概要、必要な手続等を理解していただくために作成したものです。
- 更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、裏面に記載してありますお問い合わせ先にお尋ねください。（なお、経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>も御覧ください。）

令和5年10月1日
経済産業省

はじめに

平成13年4月1日から「アルコール事業法（平成12年法律第36号）」が施行されました。これにより、アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めてきたアルコール専売制度は廃止され、アルコールの製造、輸入、販売、使用について許可を受けることにより自由に行うことができることとなりました。

アルコール事業法の下においてアルコールの製造事業を行おうとする方におかれましては、この「アルコール製造事業の手引き」を御覧いただきまして、遵法精神に則ったアルコールの製造をお願い申し上げます。

目 次

I. アルコール事業法の概要	1
1. アルコール事業法の目的	1
2. アルコール事業法に基づく制度の概要	1
II. 許可申請等の手続き	3
1. 許可申請の提出	3
2. 許可事項の変更	5
3. 廃止の届出	7
4. 特定アルコールの譲渡に係る申告	7
5. 亡失等の報告	10
6. 酒母（もろみ）の移出	10
7. アルコールの廃棄処分の届出	10
8. 必要な行為の継続の申請	10
9. 事業の承継の届出	10
10. その他	11
III. アルコール容器に貼付するラベルの取扱いについて	12
IV. 帳簿の記載	13
V. 定期報告	20
<添付資料>	
資料1 アルコール製造事業許可申請マニュアル	30
参考1 製造事業者の手続き一覧表	45
参考2 申請及び届出書様式（主なもの）	49

I. アルコール事業法の概要

1. アルコール事業法の目的

アルコール事業法は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

* 本法でいう「アルコール」とは、アルコール分（温度15度の時に原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量）が90度以上のアルコールをいいます。

2. アルコール事業法に基づく制度の概要

(1) 酒類原料への不正使用防止のための流通管理（許可制の採用）

本制度におきましては、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、**事業者等に対する許可制を採用し**、アルコールの製造、輸入、販売、使用について、許可を受けることにより一定の条件の下に自由に行うことができます。また、許可制度にあわせて、**事業者からの定期的な報告による事後チェック等**によりアルコールの適正な流通体系を構築しております。

(2) 製造事業者及び輸入事業者による特定アルコールの販売

工業用であっても、事業者が新商品の開発等に使用する場合などその内容を明らかにしたくない場合や一単位あたりの使用数量がはっきりしない場合などに使用されるアルコールは、上記(1)の流通管理になじまないため、こういったケースに使用されるアルコールについては、**特定アルコールをお使いいただくこと**になります。

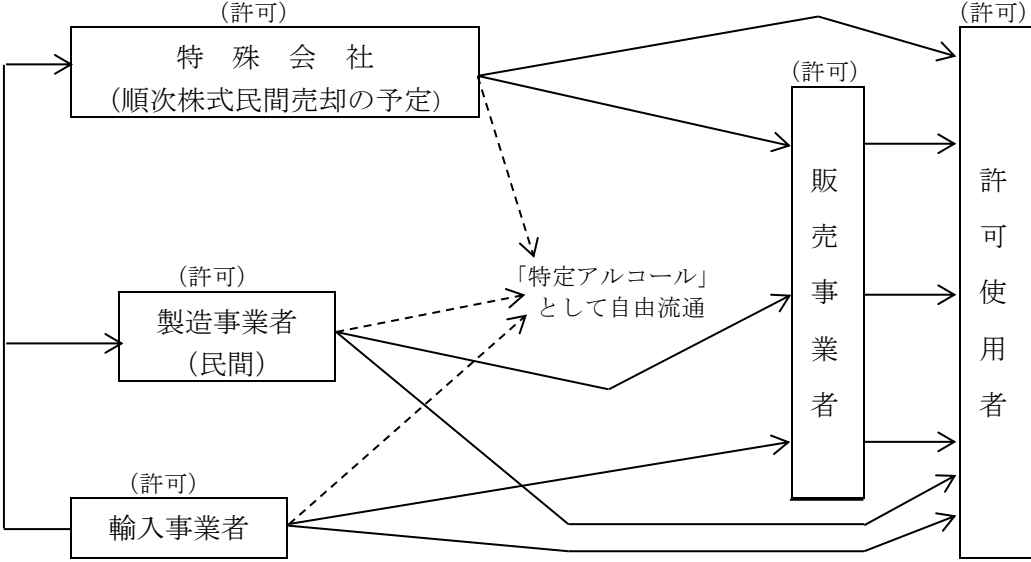
特定アルコールとは、製造事業者及び輸入事業者が**加算額（アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額）を含む価格で譲渡**するものです。特定アルコールとしてアルコールを譲渡した事業者は、当該譲渡した特定アルコールの数量に加算額を乗じた額（国庫納付金）を、国へ納付するため、所要の手続き等を行う必要があります。

この特定アルコールとして、製造事業者及び輸入事業者が譲渡したアルコールは、許可等の必要がなく、自由に販売、使用することが可能です。

(3) 緊急時におけるアルコールの安定供給確保のための措置

アルコールが幅広い分野に使用される基礎物資としての重要性にかんがみ、工場事故や自然災害等によりアルコールの供給が大幅に不足すると見込まれるとき、**経済産業大臣は製造事業者、輸入事業者に対し、アルコールの製造・輸入予定数量の増加を図る等の措置をとるべきことを勧告**し、緊急時におけるアルコールの安定供給の確保を図ることとしております。

アルコール事業法の流通スキーム図



流通の管理：許可・立入検査等による事前・事後チェック制
 特定アルコール（加算額を含む価格で譲渡したもの）は自由流通

Ⅱ. 許可申請等の手続き

1. 許可申請の提出

(1) 申請書類

アルコールの製造を業として行おうとする者は、以下の書類を経済産業局長に提出して許可を受ける必要があります。

◇ 申請書： **アルコール製造事業許可申請書**（省令様式第1）

◇ 添付書類：

- ・省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコールの製造設備等の構造図等）
- ・製造場又は貯蔵所ごとの図面及び製造設備、貯蔵設備その他の設備の配置図
- ・所要資金の額及び調達方法を記載した書類
- ・主たる技術者の履歴書
- ・申請者*¹が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面

*¹申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員を含む。また、申請者が未成年者である場合は、その法定代理人を含む。

- ・住民票（申請者が個人である場合）
- ・定款又は寄附行為（申請者が法人である場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要））
- ・登記事項証明書（注）（申請者が法人である場合）
- ・最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人である場合）

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

◇ 申請書類の提出先： **申請者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

具体的な書類の作成方法等については、「資料1 アルコール製造事業許可申請マニュアル（本手引きP30～）」を参照してください。

(2) 許可の基準

許可申請の審査では、以下基準により許可の適否を判断します。

①「事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力」

具体的には、アルコールの安定的な供給の観点から、資金面からみた経営基盤の状況及びアルコール分90度以上のアルコールを継続的に製造することができる技術的能力を有しているか。

②「アルコールの数量の管理のための措置」

具体的には、アルコールの製造数量、在庫数量、受払数量等を把握できる体制となっているか。

③ 「その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがない」

具体的には、アルコールを製造する場所等が、立入検査を行う際に支障があるか等判断されないか。

(3) 許可書の交付

許可を申請した後、経済産業局での審査を経て、許可を受けることとなった者については、申請をした経済産業局から、許可番号、許可年月日等が記された「**アルコール製造事業許可書**」を交付いたします。

○許可番号及び事業場に係る整理番号（事業場番号）の構成及び意味について

許可番号は7桁の番号で構成されます。頭から1桁目は事業種別を、2桁目は許可を行った経済産業局（許可経済局）を、3桁目以降の5桁目は個人・法人を表す番号となっています。また、事業場に係る整理番号（事業場整理番号）には、末尾に事業場を表す番号2桁を付加しています。



（事業種別：1 使用、2 販売、3 製造、4 輸入）

（許可経済局：1 北海道、2 東北、3 関東、4 中部、5 近畿、6 中国、7 四国、8 九州、9 沖縄）

(4) 許可の条件

- ① 製造事業、輸入事業、販売事業及び使用に係る許可及び承認を行うに当たって、条件を付さないで事後チェックの実効性が保たれず、アルコールの適正な流通の確保に支障をきたすおそれが生ずるような場合には、経済産業局長は当該許可及び承認に対して条件を付し、これを変更することができることとなっています。
- ② 条件に違反した場合には、許可の取り消しや、30万円以下の罰金が科されることがありますので、アルコールの製造等にあたっては、アルコール製造事業許可書に付された条件を確認し、遵守してください。
- ③ 条件として付すべき事項は、個々の具体的なケースにおいて異なりますが、以下にその主なものを示します。

【アルコールの廃棄（処分）の届出】

アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄（処分）しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする製造場又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局職員の立ち会いの下で行うこと。

注：原料用アルコールや回収アルコール（アルコール分が90度以上のもの）等を廃棄しようとする場合でも、経済産業局長への届出、経済産業局職員の立ち会いが必要となりますので御注意ください

【特定アルコールとの区分蔵置】

特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、区分蔵置の必要はない。

【輸出の取扱い】

アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を輸出した日から5年間保存すること。

(5) 登録免許税の納付・納付書の提出

製造許可事業者は、許可日から1ヶ月以内に納付した登録免許税（15万円）の領収証書（正本）を経済産業局に提出してください。（本手引きP33参照）

- ◇ 届出書：登録免許税納付届
- ◇ 添付書類：登録免許税納付届の裏面に領収証書を貼付
- ◇ 提出先：主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

(6) アルコールの譲渡先

製造事業者は、自ら製造したアルコールを他の製造事業者、販売事業者、許可使用者及び承認試験研究製造者以外の者に譲渡することは出来ません。

したがって、新たな買受先に譲渡する場合等は、当該買受先がこれらの者であるかどうかを確認して行ってください。

（確認の具体的な方法は、各経済産業局に備える事業者名簿を閲覧するか、または、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>）を御覧ください。

また、仮に名簿に記載されていない場合であっても、承認試験研究製造者に対しては譲渡可能ですので、留意してください。）

2. 許可事項の変更

製造事業者が許可を受けて事業を開始した後、提出している許可申請書に記載した事項に変更がある場合には、次のとおり許可を受ける又は届出を行う必要があります。

(1) 許可事項の変更の許可

提出している許可申請書に記載した事項のうち、**製造場及び貯蔵所ごとの設備の能力及び構造**を変更しようとするときは、**実際に変更をする前に、経済産業局長の許可を受ける必要**があります。

- ◇ 申請書： アルコール製造事業許可事項変更許可申請書（様式第7）
- ◇ 添付書類：
 - ・ 省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコール製造設備等の構造図等）
 - ・ 製造場又は貯蔵所ごとの図面及び製造設備、貯蔵設備その他の設備の配置図
- ◇ 申請書類の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

(2) 許可事項の変更の届出

提出している許可申請書に記載した事項のうち、以下の①から⑧の事項を変更する場合には、経済産業局長に届出を行う必要があります。なお、①、②、③、④、⑦、⑧の変更の場合は、実際に変更した後遅滞なく、また、⑤、⑥の変更の場合は、実際に変更する前に届出を行う必要があります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧製造場及び貯蔵所ごとの設備の能力及び構造（アルコールの製造能力又は貯蔵能力の変更を伴わないものに限る。）

- ◇ 届出書： アルコール製造事業許可事項変更届出書（様式第8）
 - ◇ 添付書類：
 - イ. 個人であって、上記①、③、④の変更の場合 …… 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）
 - ロ. 法人であって、上記①、②の変更の場合 …… 法人の登記事項証明書（注）
 - ハ. 上記⑧の変更の場合
 - …… 省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコール製造設備等の構造図等）
- (注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。

- ◇ 届出書類の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

具体的な書類の作成方法等については、「資料1 アルコール製造事業許可申請マニュアル（本手引きP30～）」を参照してください。

3. 廃止の届出

アルコールの製造事業を廃止したときは、遅滞なく、経済産業局長に届け出てください。

- ◇ 届出書： **アルコール製造事業廃止届出書**（省令様式第13）
- ◇ 添付書類：
 - ・ 廃止した日までににおけるアルコール製造業務報告書（省令様式第9）
 - ・ 廃止した日までににおける原料用アルコール譲受け一覧表（省令様式第10）
 - ・ 廃止した日までににおける製品アルコール譲渡一覧表（省令様式第11）
- ◇ 届出書の提出先： **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

4. 特定アルコールの譲渡に係る申告

（1）毎月の申告

特定アルコールとしてアルコールを譲渡した製造事業者は、毎月（特定アルコールの譲渡がない月を除く。）、その月中において譲渡した特定アルコールについて、国庫納付金の額等を記載した申告書を、翌月末日までに、製造事業者の主たる事務所を管轄する経済産業局長に提出することが義務づけられています。

- ◇ 申告書： **国庫納付金申告書**（省令様式第55の2）
- ◇ 添付書類： **国庫納付金計算書**（省令様式第55の3）

（2）国庫納付金申告書の記載事項について

以下に挙げる事項について、記載して提出することになります。

【 年 月分】

譲渡した年月を記載して下さい。製造場又は貯蔵所から移出した日が譲渡日となります。

【納付金額】

取引の都度、譲渡した特定アルコールの数量に加算額を乗じて得た額の合計を記載して下さい。なお、国庫納付金は、経済産業局が発送する国庫納付金を記載した納入告知書によって、銀行又は郵便局等で納付することになります。

（3）国庫納付金計算書

以下に挙げる事項について、製造場又は貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載、提出することになります。

【譲渡数量（リットル）】

当該月中に譲渡した特定アルコールの数量を記載して下さい。

【1キロリットル当たりの加算額（円）】

アルコール事業法施行規則第38条第1号及び第2号に定める額を記載して下さい。

【納付金額】

事業場ごとに、取引の都度、譲渡した特定アルコールの数量に加算額を乗じて得た額の合計を記載して下さい。

(4) 国庫納付金申告書、国庫納付金計算書の記載例

(申告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

<国庫納付金申告書>

様式第55の2 (第39条第1項関係)

20XX年6月24日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 330-9715)

申告者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

電話番号048 (600) 0399

商号、名称又は氏名

経済製造株式会社

(許可番号 3-3-99979)

法人の代表者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

代表取締役 経済 三郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

20XX年5月分 国庫納付金申告書

アルコール事業法施行令第2条第1項の規定により、国庫納付金申告書を次のとおり提出します。

納付金額 2,930,000 (円)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

<国庫納付金計算書>

様式第55の3（第39条第2項関係）

20XX年5月分 国庫納付金計算書

製造場又は 貯蔵所の名称	許可番号	アルコールの度数	発酵アルコール：1 合成アルコール：2	1キロリットル当たりの加算 額	譲渡数量 (リットル)	納付金額 (円)
関東工場	3-3-99979-01	95	1	950,000	1,000	950,000
中部工場	3-3-99979-02	99	2	990,000	2,000	1,980,000
合 計					3,000	2,930,000

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○アルコール事業法施行規則 一抜粋一

(申告書及び計算書)

第三十九条 アルコール事業法施行令（平成十二年政令第四百十五号。以下「令」という。）第二条第一項の申告書は、様式第五十五の二によるものとする。

2 令第二条第二項の計算書は、様式第五十五の三によるものとする。

5. 亡失等の報告

製造事業者は、業務に係るアルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに、その旨を経済産業局長に報告し、その検査を受ける必要があります。

- ◇ 報告書： 亡失（盗難）報告書（省令様式第12）
- ◇ 報告書の提出先： 亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長

6. 酒母（もろみ）の移出

本法では、酒母（もろみ）の移出が認められておりません。ただし、製造事業者が経済産業局長の承認を受けて行う場合は、この限りではありません。

- ◇ 申請書： 酒母（もろみ）移出承認申請書（省令様式第15）
- ◇ 申請書類の提出先： 酒母（もろみ）を移出しようとする製造場の所在地を管轄する経済産業局長

7. アルコールの廃棄処分の届出

許可の条件として付される事項の一つで、アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ「アルコール廃棄処分届出書」の提出とともに、経済産業局職員立会いのもとで行うこととなります。

- ◇ 届出書： アルコール廃棄処分届出書
- ◇ 提出先： 廃棄をしようとする製造場又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長

8. 必要な行為の継続の申請

事業の相続があった際に相続人が欠格条項（法第5条各号）に該当した場合、事業を廃止した場合又は事業の許可が取り消された場合において、製造場又は貯蔵所にその業務に係る半製品又はアルコールが現存するときは、当該相続人、廃止した事業の許可を受けていた者又は取り消された許可を受けていた者は、経済産業局長へ申請を行うことにより、指定された期間について、引き続きそのアルコールの製造又は譲渡を継続することが可能です。

- ◇ 申請書： アルコール製造・譲渡継続申請書（省令様式第14）
- ◇ 添付書類： 戸籍謄本（事業の相続があった際の相続人が欠格条項（法第5条各号）に該当した場合のみ）
- ◇ 申請書類の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

9. 事業の承継の届出

事業の全部譲渡、相続、合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、許可を受けて行っているアルコールの製造事業については、事業の全部譲渡を受けた者、相続人（複数の相続人の全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併後設立された法人又は分割により当

該事業の全部を承継した法人が許可の欠格条項（法第5条各号）に該当しない限り、自動的にその事業を承継することになります。

事業を承継した場合には、遅滞なく、経済産業局長に届出を行う必要があります。

- ◇ 届出書： **アルコール製造事業承継届出書**（様式第3）
- ◇ 添付書類： **承継者が許可の欠格条項（法第5条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面**

○事業の全部譲渡により承継した場合には、以下の書類も提出してください。

- ・ **アルコール製造事業譲渡証明書**（様式第4）

○相続により承継した場合には、以下の書類も提出してください。

イ. 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合

- ・ **アルコール製造事業者選定証明書**（様式第5）

- ・ **戸籍謄本**

ロ. イ以外の相続人である場合

- ・ **アルコール製造事業者相続証明書**（様式第6）

- ・ **戸籍謄本**

○合併により承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。

- ・ **法人の登記事項証明書**（注）

○分割により事業の全部を承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。

- ・ **法人の登記事項証明書**（注）

- ・ **アルコール製造事業承継証明書**（様式第6の2）

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

- ◇ 届出書類の提出先： **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

10. その他

(1) アルコールの希釈の制限（法第35条）

製造事業者は、以下の場合を除き、アルコール（特定アルコールを除く。）を薄めてアルコール分を90度未満にすることはできません。

- ① アルコールの製造の過程において薄める場合
- ② アルコールの品質を検査するために薄める場合
- ③ アルコールを廃棄するために薄める場合

(2) 納付金制度（法第36条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、以下の場合には、罰則に加え、

【 】内の者に納付金の支払いが命じられますので御注意ください。

納付金として徴収する額については、社会的公正の確保、違反行為の抑止の実効性確保の観

点から、特定アルコールの価格の中に上乗せされる「加算額」に当該譲渡又は使用した数量を乗じて得た額に相当する額とされています。

- ① 他の製造事業者、販売事業者、許可使用者及び承認試験研究製造者以外の者にアルコールを譲渡した場合 **【譲渡した製造事業者】**
- ② アルコールを使用した場合 **【使用した製造事業者】**

※ アルコールを輸出した製造事業者については、当該輸出されたアルコールの数量について納付金は課せられません。なお、納付金の対象となるアルコールには、自由流通が認められている特定アルコールは含まれません。

Ⅲ. アルコール容器に貼付するラベルの取扱いについて

アルコールを専用容器で譲渡する際にはアルコールの適正な流通管理の観点から、容器にラベルを貼付し必要な情報を必ず表示してください。

【ラベルに記載する情報】

(1) 適正な流通管理の観点から必要な情報

- ① アルコール事業法適用
- ② 「特定」または「一般」
- ③ アルコール度数及び数量
- ④ 「発酵」または「合成」
- ⑤ 合成アルコールについては「飲用不可」「飲用に適さない」等の表示
- ⑥ 「事業者名」「住所」「電話番号」

(2) その他関係法令等に基づく表示

アルコールまたは混入する化学物質の中には、関係法令等で正確な情報伝達を行うことにより、人の安全・健康を確保し、環境の保護を目的とした法律等の対象物質に指定等されている場合があります。したがって、アルコールの適正な流通管理に必要な情報とともに、ラベル等への情報の記載が必要な場合がありますので、関係法令を所管する各省庁等にご確認ください。

IV. 帳簿の記載

1. 記帳の義務

- (1) 許可を受けてアルコールの製造事業を行う者にあつては、製造場又は貯蔵所ごとに帳簿（法定帳簿）を備え、アルコールの製造に関する事項、製品アルコール（特定アルコールとして譲渡した製品アルコールを含む。）の移出入に関する事項及びアルコールの製造の用に供する原料（原料用アルコールを含む。）の移出入等に関する事項をその事実に基づいて、アルコールの度数及び発酵・合成の別ごとに記載することが義務づけられています。また、この法定帳簿は記載の日から5年間保存することとなっています。
- (2) 帳簿の様式等は特に定めがないので、記帳すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿等を活用していただいて結構です。

2. 記帳すべき事項

(1) 原料に関すること

「原料」とは、原料用アルコールを除く工業用アルコールを製造するための原料をいいます。

また、工業用アルコールを製造するための90度以上のアルコールについては、「原料用アルコール」とし、「原料」とは区分して整理することになります。

(2) 移入、移出に関すること

ここでいう移出とは、一定の場所からアルコールを搬出する行為であり、移入とは一定の場所へ搬入する行為のことです。アルコール事業法における法定帳簿では、アルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動を整理するものであるため、アルコールの売買（取引）に伴う搬入・搬出のほか、自社の他の製造場又は貯蔵所との間での回送に伴う搬入・搬出も当該移出・移入に含まれます。

したがって、自社の製造場又は貯蔵所でアルコールの搬入又は搬出を行った場合には、その行為が販売のためであれ、回送のためであれ、当該製造場又は貯蔵所に備える帳簿に年月日、数量及び引き渡し又は受け取りの相手方（氏名又は名称及び許可番号）を記載することとなります。

(3) 欠減、亡失、盗難等に関すること

欠減、亡失、盗難、廃棄及び収去があった時は、その事実に基づいて、事項、年月日、数量等を記載してください。

注1. 亡失、盗難の場合には、直ちに、亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長あて報告書を提出する必要があります。

2. 廃棄の場合には、事前に廃棄しようとする製造場又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長あてに届出書を提出する必要があります。

3. 収去とは、法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員が、分析を行うのに必要な試料を、収去証と引き換えに無償で提供を受けることをいいます。

(4) 在庫に関すること

上記(1)から(3)までの事項によって、アルコールの在庫及び原料並びに原料用アルコールに変動があった場合には、その日ごとにアルコール在庫数量を記載してください。

○アルコール事業法施行規則 一抜粋一

(帳簿の記載事項等)

第九条 法第九条第一項に規定する帳簿に記載すべき事項は、製造場又は貯蔵所ごとに次に掲げるものとする。

- 一 アルコールの製造の用に供した原料（アルコールを除く。以下同じ。）の種別ごとに、その数量及びアルコールの製造の用に供した年月日
 - 二 当該許可に係る製造事業者の製造場に移入した原料ごとに、その数量、移入した年月日、引渡人の氏名又は名称及び住所（当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所から移入した場合においては、引渡人の氏名又は名称及び住所に代えて移入元の名称）
 - 三 当該許可に係る製造事業者の製造場から移出した原料ごとに、その数量、移出した年月日、受取人の氏名又は名称及び住所並びに移出先の名称（当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所に移出した場合においては、受取人の氏名又は名称及び住所並びに移出先の名称に代えて移出先の名称）
 - 四 アルコールの製造の用に供した発酵アルコール（でん粉、糖類等炭水化物をアルコール発酵させて得た液を蒸留して製造したアルコールをいう。以下同じ。）又は合成アルコール（発酵アルコール以外のアルコールをいう。以下同じ。）の別ごとに、その数量、度数及びアルコールの製造の用に供した年月日
 - 五 移入したアルコール製造の用に供するアルコール（以下「原料用アルコール」という。）の発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、度数、移入した年月日、引渡人の氏名又は名称及び許可番号（当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所から移入した場合においては、引渡人の氏名又は名称及び許可番号に代えて当該製造場又は貯蔵所の名称）
 - 六 移出した原料用アルコールの発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、度数、移出した年月日及び当該製造場又は貯蔵所の名称
 - 七 製造したアルコール（以下「製品アルコール」という。）の度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び製造した年月日
 - 八 移出した製品アルコール（特定アルコールとして譲渡した製品アルコールを除く。）の度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移出した年月日、受取人の氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称（当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所に移出した場合又は輸出するために移出した場合においては、受取人の氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称に代えて当該製造場若しくは貯蔵所の名称又は積出港）
 - 九 特定アルコールとして譲渡した製品アルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び譲渡した年月日
 - 十 当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所から移入した製品アルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移入した年月日及び当該製造場又は貯蔵所の名称
 - 十一 法第十五条の承認を受けてもろみを移出したときは、これらに関する事項
 - 十二 製品アルコール、原料アルコール、酒母、もろみ又は原料を亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
 - 十三 法第四十条第二項の規定により製品アルコール、原料アルコール、酒母、もろみ又は原料を収去されたときは、これに関する事項
 - 十四 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項
- 2 製造事業者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を製造場又は貯蔵所ごとに備え、同項の掲げる事項が記載可能となった後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。また、当該帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

3. 記載にあたっての注意事項

【省令に定める帳簿への記載事項等について】

＜具体的な事例＞

(1) アルコールの製造の用に供する原料（アルコールを除く。）の記載事項

省令第9条第1項第一号～第三号に規定する事項

1)原料を使用し、アルコールを製造したとき

原料ごとに、その数量、使用した年月日

2)アルコールを製造する原料を購入したとき

原料ごとに、その数量、年月日、引渡人の氏名又は名称及び住所

(注) この場合の引渡人は、アルコール事業法の許可事業者である必要はありません。

3)アルコールを製造する原料を自社の他の製造場又は貯蔵所から移入したとき

移送元の製造場又は貯蔵所の名称

4)アルコールを製造する原料を製造場又は貯蔵所から移出したとき

原料ごとに、その数量、年月日、受取人の氏名又は名称及び住所並びに移出先の名称

なお、自社の他の製造場又は貯蔵所から移出したときは、移出先の製造場又は貯蔵所の名称

(2) アルコールの製造の用に供するアルコール（原料用アルコール）の記載事項

省令第9条第1項第四号～第六号に規定する事項

1)原料用アルコールを製造の用に供したとき

アルコールの種類ごとに、使用した数量、年月日

2)原料用アルコールを許可事業者から購入したとき

アルコールの種類ごとに、その数量、年月日、引渡人の氏名又は名称及び許可番号

3)原料用アルコールを自社の他の製造場又は貯蔵所から移入したとき

アルコールの種類ごとに、移送元の製造場又は貯蔵所の名称

4)原料用アルコールを製造場又は貯蔵所から移出したとき

アルコールの種類ごとに、その数量、年月日、受取人の氏名又は名称及び住所並びに移出先の名称

なお、自社の他の製造場又は貯蔵所から移出したときは、移出先の製造場又は貯蔵所の名称

(3) 製品アルコールの記載事項

省令第9条第1項第七号～第十一及び第十四号に規定する事項

1)原料及び原料用アルコールを使用し、アルコール（製品アルコール）を製造したとき

製造したアルコールの種類及び度数ごとに、その数量、年月日

2)製品アルコール（特定アルコールを除く）を移出（譲渡）したとき

アルコールの種類及び度数ごとに、その数量、当該製造場から移出した年月日、受取人の氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称

なお、製品アルコールを自社の他の製造場又は貯蔵所へ移送したときは、移送先の製

造場又は貯蔵所の名称

3) 特定アルコールを移出（譲渡）したとき

アルコールの種類及び度数ごとに、その数量、当該製造場又は貯蔵所から移出した年月日及び備考欄にその価格

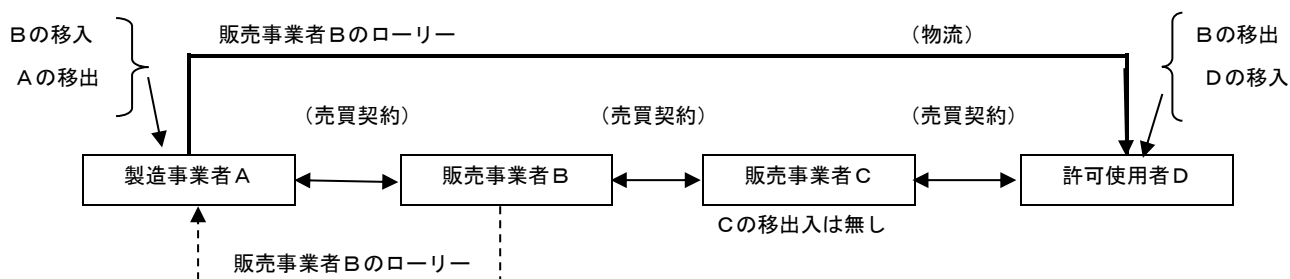
4) 製品アルコールを自社の他の製造場又は貯蔵所から移送したとき

移送元の製造場又は貯蔵所の名称

【アルコール購入及び譲渡の際の引き渡しの相手方について】

(1) 具体例を示せば、下図のようなアルコールの流通である場合、**販売事業者Bはタンクローリーを手当して、製造事業者Aの製造場又は貯蔵所にアルコールを取りに行き、自社の貯蔵所を経由せず、直接許可使用者Dの使用施設内に輸送しています。**このため、**販売事業者Bはこのアルコール流通の移出入に関わったものと解されます。**一方、販売事業者Cは許可使用者Dからの注文を受けて販売事業者Bに取り次いだけであるので、**このアルコール流通の移出入には関わっていないものと観念されます。**

(2) このため、製造事業者Aは、この移出の事実を製造場又は貯蔵所に備える帳簿に記載することとなりますが、このケースの場合には、**製造事業者Aの製造場又は貯蔵所内で販売事業者Bがタンクローリー内にアルコールを充填した時をもってアルコールの管理主体が製造事業者Aから販売事業者Bへ移行することから、製造事業者Aはこの時をもって販売事業者Bにアルコールを移出したものと解します。**



(3) なお、アルコールの売買（取引）形態が上図のとおりであっても、製造事業者A又は許可使用者Dがアルコールの輸送を受け持った場合には、**販売事業者B、販売事業者Cの双方とも、このアルコール流通の移出入には関わっていないものと観念され、アルコールの移出先が許可使用者Dに変わるので注意されたい。**

注：(1)～(3)による具体例において、製造事業者Aが自らアルコールの搬入を行う場合には、許可使用者Dは法定帳簿にアルコールの引渡人の名称等を記載する必要があることから、許可使用者Dの取引先である販売事業者Cは、誰が搬入したかを確認できるように「製造事業者Aが搬入」する旨の連絡等を行う必要がある。（連絡方法としては、例えば、販売事業者Cの納品書に「搬入者：製造事業者A」等を記載して許可使用者Dに連絡する。）

【欠減と亡失の整理】

- (1) アルコールの高い揮発性に起因した貯蔵中の蒸発、小分け時の液だれや、計量誤差等によって生じる滅失・喪失については、棚卸しなどの際に「欠減」として整理してください。
- (2) 事故・災害等の要因でアルコールを滅失した場合には、「亡失」として整理するとともに、経済産業局への報告（亡失等の報告）が必要になります。

○亡失の事例

- ・ アルコール貯槽又は配管の破損による流出
- ・ ドラム缶又はタンクローリーの横転による流出
- ・ 火災等の事故によるアルコールの焼失
- ・ アルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合）

4. 帳簿のイメージ（製造事業者の法定帳簿のイメージ）

アルコール事業法上、帳簿の様式は特に定めがないので、記載すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿（会計帳簿等）を活用して、省令に定める事項をその帳簿に付記する等の方法でも差し支えありません。
この「法定帳簿のイメージ」は、より深く理解していただくために架空のアルコール使用例を記載しています。記載されている事項、数量等は特段意味あるものではありません。

原料用アルコール受払簿（仮称）

（種類） 発酵アルコール

関東工場

年月日	受 入			移 出			そ の 他		在庫数量 (リットル)	備 考
	摘 要	度数	数 量 (リットル)	摘 要	度数	数 量 (リットル)	増 (リットル)	減 (リットル)		
先月繰越									20,900	
20XX. 3. 3	譲受 株式会社〇〇販売 2-3-99972	95	200,000						197,639	
3. 4				製造払出	95	55,000		1	220,899	品質検査
3. 5	移入 千葉貯蔵所	95	50,000	製造払出	95	55,000			165,899	
3. 6				製造払出	95	55,000			160,899	
3. 7	移入 千葉貯蔵所	95	50,000	製造払出	95	55,000			105,899	
3. 8				製造払出	95	55,000			100,899	
3.11	譲受 △△商事株式会社 4-4-99973	95	200,000						45,899	
3.13				製造払出	99	11,000			245,899	
3.15	移入 千葉貯蔵所	95	50,000	製造払出	95	55,000			234,899	
3.29								499	229,400	貯蔵欠減
3月計	譲受 移入		400,000 150,000	製造払出		341,000				その他減内訳 欠減 499 リットル その他（品質検査用） 1 リットル
	計		550,000			341,000	0	500	229,400	
累 計	譲受 移入		100,000 936,000	製造払出		1,705,000				前年度から繰越 0 リットル その他減内訳 欠減 1,579 リットル 収去（収番01-3-97-999） 1 リットル その他（品質検査用） 20 リットル
	計		1,936,000			1,705,000		1,600	229,400	

注意事項

- この帳簿は、アルコールの種類別、度数別に別業とする。
- 亡失、盗難、収去又は欠減があった場合は、その他増減欄に数量、備考欄にその事由を記載すること。

製品アルコール受払簿（仮称）

度数：95度
種類：発酵

関東工場

年月日	受 入 （ 増 ）		払 出 （ 減 ）		そ の 他		在庫数量 (リットル)	備 考
	摘 要	数 量 (リットル)	摘 要	数 量 (リットル)	増 (リットル)	減 (リットル)		
前月繰越							116,080	前月からの繰り越し在庫
20XX. 3. 4	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			120,080	
20XX. 3. 5	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			124,080	
20XX. 3. 6	製造	54,000	譲渡 □□販売株式会社□□支店	10,000			168,080	
20XX. 3. 7	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			172,080	
20XX. 3. 8	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			176,080	
20XX. 3.11			譲渡 特定アルコール	50,000			126,080	5,500,000 円
20XX. 3.11						180	125,900	亡失 (3月11日報告)
20XX. 3.15	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	10,000			169,900	
20XX. 3.18	度数替え (99度から)	1,100					171,000	
20XX. 3.20			移出 千葉貯蔵所	50,000			121,000	
20XX. 3.29						500	120,500	貯蔵欠減
			事業場整理番号					
3月計	製造 度数替え	324,000 1,100	譲渡 (特定アルコール除く) 移出 譲渡 (特定アルコール)	10,000 260,000 50,000				その他減内訳 欠減 500 リットル 亡失 (3月11日報告) 180 リットル
	計	325,100		320,000	0	680	120,500	
累 計	製造 度数替え	1,548,000 2,000	譲渡 (特定アルコール除く) 移出 譲渡 (特定アルコール)	194,000 1,185,000 50,000				前年度から繰越 0 リットル その他増内訳 計量誤差増 201 リットル その他減内訳 欠減 500 リットル 亡失 180 リットル 収去 (収去番号 01-3-97-998) 1 リットル その他 (品質検査に使用) 20 リットル
	計	1,550,000		1,429,000	201	701	120,500	

注意事項

- この帳簿は、アルコールの種類別、度数別に別業とする。
- 亡失、盗難、収去又は欠減があった場合は、その他増減欄に数量、備考欄にその事由を記載すること。

V. 定期報告

1. 製造業務報告書

- (1) 許可を受けてアルコールの製造事業を行う者にあつては、**毎年1回、5月末日までに**、前年度における原料用アルコールの譲受け数量、製品アルコールの譲渡数量等を記載した報告書を、**経済産業局長に提出**することが義務づけられています。(アルコール事業法施行規則第11条)

◇報告書：**アルコール製造業務報告書**（省令様式第9）

◇添付書類：**原料用アルコール譲受け一覧表**（省令様式第10）
製品アルコール譲渡一覧表（省令様式第11）

◇報告書の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

- (2) この報告書は、製造事業者としての1年間（4月1日～3月31日）の業務の内容を書面に取りまとめて提出するものであり、**製造事業者の全てにその提出が求められています**。このため、仮に、前年度にアルコールの製造や払い出しの実績がない場合でも報告書の提出が必要です。

- (3) また、アルコールの流通について、**法定帳簿ではアルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動（搬入、搬出）を整理することとしているのに対し、報告書では、基本的にアルコールの商流に着目し、受発注・売買契約等に基づくアルコールの取引（譲渡、譲受）を整理するものとなっていますので御注意ください。**

2. 製造業務報告書の記載事項について

以下の事項について、**製造場又は貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載し**、提出することとなります。

【前年度からの繰越】

前年度における「前年度からの繰越」であるので、**昨年**の4月1日に、その前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

【増】

当該欄は前年度におけるアルコールの増加を要因別に記載してください。具体的な要因(摘要)別の記載事項等は以下のとおりです。

増加コード

コード		サブコード	
1	譲受	なし	
2	移入	事業場整理番号（2桁）を記載	
3	製造	なし	
5	雑受	1	計量誤差増
		8	度数替え
		9	その他増

< 1 譲受 >

譲受とは、商流（契約等）上の取引に伴いアルコールを他人から譲り受けることをいい（必ずしも物流上のアルコールの移動と一致するとは限りません。）、当該取引に対する報酬又は対価の有無は問いません。（有償の場合、無償の場合の両方を含みます。）したがって、販売事業者たる親会社等から無償でアルコールを支給される場合でも、「譲受」として整理してください。

記載事項：コード番号及び事項、1年間に譲り受けたアルコールの数量

< 2 移入 >

ここでいう移入とは、自社の他の製造施設等からの回送受け入れをいいます。

※ 法定帳簿上の「移入」とは異なりますので注意してください。

記載事項：コード番号、移入元である自社の製造施設等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移入元である自社の製造施設等の名称、及び1年間に移入したアルコールの数量

< 3 製造 >

ここでいう製造とは、原料、原料用アルコールを使用して製造されたアルコールをいいます。なお、原料によって製造されるアルコールの種類（発酵・合成）が異なるときは、その種類ごとに整理することになります。

記載事項：コード番号及び事項、1年間に製造したアルコールの数量

< 5 雑受 >

ここでいう雑受とは、譲受、移入、製造以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加をいいます。計量誤差や度数換算誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が高い状態に至ったときには、サブコード1「計量誤差増」として、当該アルコールより度数が高いアルコールからの希釈・変性等により当該度数のアルコール数量が増加した場合には、サブコード8「度数替え」として整理してください。また、それ以外の要因によりアルコールが増加した場合にはサブコード9「その他」として整理してください。

記載事項：

- 1 **計量誤差増** コード番号、サブコード番号、事項、及び1年間に増加したアルコールの数量
- 8 **度数替え** コード番号、サブコード番号、事項、度数替え後のアルコールの数量、及び度数替え前のアルコールの度数（〇〇度から度数替え）
- 9 **その他増** コード番号、サブコード番号、事項、及び増加したアルコールの数量、並びに具体的要因

注：度数替えは、**アルコールの度数が90度以上の範囲内においてアルコールを希釈する行為**に限られます。アルコールを90度未満に希釈した場合は「使用」にあたり、また、アルコールを濃縮して度数を高くする行為は「製造」に当たりますので御注意ください。

【減】

当該欄は前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

減少コード

コード		サブコード	
6	製造払出	なし	
7	譲渡	1	許可事業者
		2	輸出
		3	特定アルコール
8	移出	事業場整理番号（2桁）を記載	
9	雑払	1	欠減
		2	亡失
		3	盗難
		4	廃棄
		5	収去
		8	度数替え
		9	その他

<6 製造払出>

ここでいう製造払出とは、アルコールを製造するために使用する原料又は原料用アルコールの製造への払出をいいます。

記載事項：コード番号、1年間に製造払出を行ったアルコールの数量

<7 譲渡>

譲渡とは、譲受と反対で商流（契約等）上の取引に伴いアルコールを他人へ譲り渡すことをいい（必ずしも物流上のアルコールの移動と一致するとは限りません。）、当該取引に対する報酬又は対価の有無は問いません。（有償の場合、無償の場合の両方を含みます。）

したがって、販売事業者たる親会社等が無償で子会社等にアルコールを支給する場合でも、「譲渡」として整理してください。ただし、特定アルコールとして譲渡するときは、加算額を含んだ価格で譲渡する必要があります。

記載事項：コード番号、サブコード番号及び事項、譲渡したアルコールの数量

< 8 移 出 >

ここでいう移出とは、自社の他の製造施設等への回送払い出しをいいます。

※ 法定帳簿上の「移出」とは異なりますので注意してください。

記載事項：コード番号、移出先である自社の製造施設等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移出先である自社の製造施設等の名称、及び1年間に移出したアルコールの数量

< 9 雑 払 >

ここでいう雑払とは、製造払出、譲渡、移出以外でのアルコールの減少をいい、欠減、亡失、盗難、廃棄、収去等を整理します。

それぞれ、その事実に基づいて、下記に定められた記載事項を記載してください。それぞれの用語の定義は、以下のとおりです。

欠 減：蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる減失・喪失等

亡 失：事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合に限る。）等（直ちに、亡失した場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

盗 難：アルコールの盗難の場合（直ちに、盗み取られた場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

廃 棄：アルコールを廃棄した場合（許可の条件によっては経済産業局へ事前の届出が必要）

収 去：法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員が、分析を行うために必要な試料を収去証と引き替えに無償で提供を受けた場合

度数替え：当該度数のアルコールを90度以上の範囲内において希釈・変性し、度数が変わった場合（希釈後のアルコールは、希釈後の度数による報告書に記載します。）

記載事項：

- 1 欠 減 コード番号、サブコード番号、事項、1年間に減少したアルコールの数量、及び欠減の主要因（貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等）
- 2 亡 失 コード番号、サブコード番号、事項、亡失したアルコールの数量、及び経済産業局への報告年月日
- 3 盗 難 コード番号、サブコード番号、事項、盗み取られたアルコールの数量、及び経済産業局への報告年月日

- 4 廃棄 コード番号、サブコード番号、事項、廃棄したアルコールの数量、及び経済産業局への届出年月日
- 5 収去 コード番号、サブコード番号、事項、収去されたアルコールの数量、及び収去証番号
- 8 度数替え コード番号、サブコード番号、事項、度数替えしたアルコールの数量、及び度数替え後のアルコールの度数（〇〇度へ度数替え）
- 9 その他 コード番号、サブコード番号、事項、減少したアルコールの数量、及び具体的要因

【翌年度へ繰越】

前年度における「翌年度へ繰越」であるので、当該年度4月1日に前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

3. 原料用アルコール譲受け一覧表の記載事項について

以下に掲げる事項について、**製造場又は貯蔵所別**、アルコールの**発酵・合成の別**に記載、提出することとなります。

【引渡人の氏名又は名称】

譲り受けたアルコールに係る引渡人（譲渡人）の氏名又は名称を記載してください。

【許可番号】

譲り受けたアルコールに係る引渡人（譲渡人）の許可番号を記載してください。

【受入数量】

譲り受けた数量を1リットル単位で記載してください。

注1. 定期報告についてはアルコールの取引に注目しますので、ここでいう引渡人は、アルコールの取引においての譲り渡し人になります。

2. アルコールの譲受けの相手方である引渡人（譲渡人）について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の引渡人とは異なる者を記載することとなるので御注意ください。（詳しくは、IV. 帳簿の記載、2. 記載すべき事項を御覧ください。）

4. 製品アルコール譲渡一覧表の記載事項について

以下に掲げる事項について、**製造場又は貯蔵所別**、アルコールの**発酵・合成の別**及び**度数別**に記載、提出することとなります。ただし、特定アルコールを除く。

【引渡人の氏名又は名称及び受取先の名称】

譲り渡したアルコールに係る受取人（譲受人）の氏名又は名称及び受取先の名称を記載してください。

【許可番号】

譲り渡したアルコールに係る受取人（譲受人）の許可番号を**事業場整理番号まで**記載してください。

【譲渡数量】

譲り渡した数量（容量）を単位はリットルで記載してください。

（小数点以下第3位まで記入可ですが、cc、デシリットル、m3等の容量単位は不可）

- 注1. 定期報告についてはアルコールの取引に着目しますので、ここでいう引受人とは、アルコールの取引において譲受人であり、引受先は、当該譲受人の貯蔵所等となります。
2. アルコールの譲渡の相手方である受取人（譲受人）について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の受取人とは異なる者を記載することとなるので御注意ください。（詳しくは、IV. 帳簿の記載、2. 記載すべき事項を御覧ください。）

○アルコール事業法施行規則 ー 抜粋 ー

（定期の報告）

第十一条 法第九条第二項の報告は、毎年五月末日までに、様式第九による報告書に、年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における原料用アルコールの譲受けの実績を記載した様式第十による一覧表及び製品アルコール（特定アルコールとして譲渡した製品アルコールを除く。）の譲渡の実績を記載した様式第十一による一覧表を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出してしなければならない。

2 法第九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 前年度から繰り越した製品アルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 二 製造したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 三 製造事業者等に譲渡した製品アルコール（特定アルコールとして譲渡した製品アルコールを除く。）の、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 四 特定アルコールとして譲渡した製品アルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 五 当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所から移入した製品アルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとのに、その数量及び当該製造場又は貯蔵所の名称
- 六 当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所に移出した製品アルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとのに、その数量及び当該製造場又は貯蔵所の名称
- 七 輸出した製品アルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 八 翌年度に繰り越した製品アルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 九 前年度から繰り越した原料用アルコールの、発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 十 アルコールの製造の用に供したアルコールの、発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 十一 譲り受けた原料用アルコールの、発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 十二 当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所から移入した原料用アルコールの発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとのに、その数量及び当該製造場又は貯蔵所に名称
- 十三 当該許可に係る製造事業者の製造場又は貯蔵所に移出した原料用アルコールの発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとのに、その数量及び当該製造場又は貯蔵所の名称
- 十四 翌年度に繰り越した原料用アルコールの、発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 十五 製品アルコール又は原料アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これに関する事項
- 十六 法第四十条第二項の規定により製品アルコール又は原料用アルコールを収去されたときは、これに関する事項
- 十七 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項

5. アルコール製造業務報告書、原料用アルコール譲受け一覧表及び製品アルコール譲渡一覧表の記載例
 (報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

報告書の提出日を記載

<アルコール製造業務報告書(表紙)>

様式第9 (第11条第1項関係)

20 1 9 年 0 5 月 0 1 日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 330-9715)

報告者 住所 埼玉県さいたま市上落合2-1-1

電話番号 048 (600) 0399

商号、名称又は氏名

経済産業株式会社

(許可番号 3 - 3 - 99979)

法人の代表者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

代表取締役社長 経済 太郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール製造業務報告書

アルコール事業法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1. 2018年度製品アルコール受払

- 1 関東工場 95度発酵
- 2 関東工場 99度発酵
- 3 千葉貯蔵所 95度発酵
- 4 沖縄工場 95度発酵
- 5 近畿工場 95度合成

「事業場」「アルコール度数」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

2. 2018年度原料用アルコール受払

- 1 関東工場 発酵

「事業場」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

<アルコール製造業務報告書（製品アルコール受払）>

当該事業場の整理番号を記入し、事業場名を付記する

様式第9（第11条第1項関係）

1. 2018年度製品アルコール受払

- (1) 製造場又は貯蔵所の名称
- (2) 度数
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

3 - 3 - 99979 - 01 関東工場
 95度
 1 (1:発酵 2:合成)

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

前年度から 繰越 (リットル)	増			減			翌年度へ 繰越 (リットル)
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード	摘要	数量 (リットル)	
	1	譲受	1,000,000	7 1	譲渡	194,000	
	2 02	移入 千葉貯蔵所	936,000	7 3	特定アルコール	1,000	
				8 02	移出 千葉貯蔵所	1,235,000	
				9 1	欠減 (計量誤差)	500	
				9 2	亡失 2019年3月11日報告	180	
				9 5	収去 収去番号 01-3-97-998	1	
				9 9	その他 品質分析に使用	20	
0		合計	1,550,201		合計	1,430,701	119,500

コード

サブコード

コード

サブコード

複数枚にわたる場合、「前年度から繰越」、「数量の合計」及び「翌年度へ繰越」欄は最後のページにのみ記入

<アルコール製造業務報告書（原料用アルコール受払）>

当該事業場の整理番号を記入し、事業場名を付記する

様式第9（第11条第1項関係）

2. 2018年度原料用アルコール受払

(1) 製造場又は貯蔵所の名称

3 - 3 - 99979 - 01 関東工場

(2) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1 (1:発酵 2:合成)

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

前年度から 繰越 (リットル)	増			減			翌年度へ 繰越 (リットル)
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード	摘要	数量 (リットル)	
	1	譲受	1,000,000	6	製造払出	1,705,000	
	2 02	移入 千葉貯蔵所	936,000	9 1	欠減 (計量誤差)	1,579	
				9 5	収去 収去番号 01-3-97-999	1	
				9 9	その他 品質分析に使用	20	
0		合計	1,936,000		合計	1,706,600	229,400

コード

サブコード

コード

サブコード

複数枚にわたる場合、「前年度から繰越」、「数量の合計」及び「翌年度へ繰越」欄は最後のページにのみ記入

<原料用アルコール譲受け一覧表、製品アルコール譲渡一覧表>

当該使用施設の
名称を付記

当該使用施設の
整理番号を記入

様式第 10 (第 11 条第 1 項)

原料用アルコール譲受け一覧表

- (1) 製造場又は貯蔵所の名称 3 - 3 - 99979 - 01
関東工場
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1 : 発酵 2 : 合成)

引渡人の氏名又は名称	許 可 番 号	受入数量(リットル)	摘 要
株式会社〇〇販売	2-3-99972	200,000	
△△商事株式会社	4-4-99973	800,000	
合 計		1,000,000	

様式第 11 (第 11 条第 1 項)

製品アルコール譲渡一覧表

- (1) 製造場又は貯蔵所の名称 3 - 3 - 99979 - 01
関東工場
- (2) 度数 95
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1 : 発酵 2 : 合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許 可 番 号	受入数量(リットル)	摘 要
〇〇食品株式会社 〇〇工場	1-3-99974-01	50,000	
株式会社△△製薬 △△工場	1-4-99975-03	80,000	
□□販売株式会社 □□支店	2-3-99971-02	64,000	
合 計		194,000	

発酵アルコールの場合は1、
合成アルコールの場合は2を記入

許可番号は、事業場整理番
号まで記入 (全9桁)

複数枚にわたる場合、「数量の合
計」欄は最後のページにのみ記入

アルコール製造事業

許可申請マニュアル

目 次

I. 『アルコール製造事業許可申請書』の記載方法について	3 2
・ 『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類』 の作成について	3 7
・ 『製造場、貯蔵所ごとの図面及び製造設備、貯蔵設備その他の設備の配置図』 の作成について	3 7
・ 『所要資金の額及び調達方法を記載した書類』について	3 9
・ 『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』について	4 0
・ その他必要書類について	4 1
II. 『アルコール製造事業許可事項変更許可申請書』の記載方法について	4 2
III. 『アルコール製造事業許可事項変更届出書』の記載方法について	4 3

I. 『アルコール製造事業許可申請書』の記載方法について

注： 製造場が2以上ある場合には、第1面の製造場に係る事項には「第2面に記載」と記載し、製造場の全てについて第2面により記載してください。
また、貯蔵所が2以上ある場合にも同様に記載してください。

1. 【製造場名称及び所在地】

「製造場」とは、原料もしくは原料用アルコールを使用し、アルコールの製造を行う事業場をいいます。したがって、その「製造場」の名称と所在地を記載してください。

①【名称及び所在地】 アルコールの製造を行う事業場の名称、所在地を記載してください。

②【製造設備の能力】

当該事業場における1日あたりの製造能力を記載してください。
なお、製造系列が複数ある場合にはその系列ごとに製造能力を記載してください。

③【製造設備の構造】

アルコール製造設備、アルコールの貯蔵設備等の設備の種類ごとにその容量、基数等を記載してください。

なお、当該事項については、「製造設備の種類一覧のとおり」と記載し、別葉としても差し支えありません。この場合、複数の製造場があるときは、製造場ごとに記載してください。

④【貯蔵設備の能力】

製造場内にある製造したアルコール又は買い受けたアルコール（原料用アルコール）を貯蔵する貯蔵設備のアルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載してください。

⑤【貯蔵設備の構造】

アルコール貯槽、危険物倉庫ごとに容量及び基数を記載してください。この際、危険物倉庫の容量は消防当局に提出済みのアルコール蔵置容量を記載してください。なお、アルコール貯蔵設備が複数である場合等記載しきれない場合には、「貯蔵設備の容量及び基数一覧のとおり。」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

2. 【貯蔵所】

「貯蔵所」とは、アルコールの保管のための貯蔵設備、施設等を有する事業場であって、アルコールを販売、流通する等アルコールを直接取り扱う事業場をいいます。

（スポット的にもアルコールが移入・移出される事業場は貯蔵所となります。）

例えば、申請者において名称が、「〇〇支店、〇〇営業所」である場合でも「貯蔵所」の要件であれば当該項目に記載することになります。

①【名称及び所在地】 貯蔵所の名称、所在地を記載してください。

②【貯蔵設備の能力】 貯蔵所のアルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載してください。

③【貯蔵設備の構造】

アルコール貯槽、危険物倉庫ごとに容量及び基数を記載してください。この際、危険物倉庫の容量は消防当局に提出済みのアルコール蔵置容量を記載してください。なお、アルコール貯蔵設備が複数である場合等で記載しきれない場合には、「貯蔵設備の容量及び基数一覧のとおり。」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

3. 【事業開始の予定年月日】

アルコールの製造の業を開始しようとする日を記載してください。

4. 【現に営んでいる他の事業】

アルコールの製造以外の事業を日本標準産業分類の4桁分類で記載してください。

5. 【登録免許税】

登録免許税法に基づき製造の許可に対して、15万円の登録免許税が課せられます。許可申請者は、銀行又は郵便局等に備え付けの**納付書で現金（15万円）を納付し、その領収証書の正本を許可証に添付される登録免許税納付届の裏面に貼付の上、許可日から1ヶ月以内に提出**してください。なお、**納税地は、許可申請者の所在地ではなく、申請先の各経済産業局の所在地**となります。

関東経済産業局長 殿

所轄地区 (関東、東北等) 局名のみ

(郵便番号 000-0000)

申請者 住所 ××都××区××丁目×番×号

電話番号 00 (0000) 0000

商号、名称又は氏名

××株式会社

法人の代表者の住所及び氏名

××都××区××丁目×番×号

代表取締役社長 ×× ××

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

代表者の自宅住所
[役職名も記載]

アルコール製造事業許可申請書

アルコール事業法第3条第1項に規定するアルコール製造事業の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地		××都××区××丁目×番×号
製 造 場	名称及び所在地	第2面に記載
	製造設備の能力	
	製造設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
貯 蔵 所	名称及び所在地	第2面に記載
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
事業開始の予定年月日		2000年00月00日
現に営んでいる他の事業		不動産賃貸業、酒類製造業

- 備考
- 1 製造場又は貯蔵所が2以上ある場合には、第1面に掲げる事項を第2面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
 - 2 製造場の製造設備の能力は、系列ごとの1日あたりの製造能力を記載すること。
 - 3 製造場又は貯蔵所の貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載すること。
 - 4 設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

製 造 場	名称及び所在地	××工場 ××県××市××町××丁目×番×号
	製造設備の能力	A系列 200kl/日
	製造設備の構造	別添一覧表のとおり
	貯蔵設備の能力	32,000kl
	貯蔵設備の構造	粗留アルコール貯槽 5,000kl×2基 2,000kl×5基 アルコール貯槽 5,000kl×2基 2,000kl×1基
製 造 場	名称及び所在地	××工場 ××県××市××町××丁目×番×号
	製造設備の能力	A系列 200kl/日 B系列 100kl/日 C系列 50kl/日
	製造設備の構造	別添一覧表のとおり
	貯蔵設備の能力	32,500kl
	貯蔵設備の構造	原料用アルコール貯槽 5,000kl×2基 2,000kl×5基 アルコール貯槽 5,000kl×2基 2,000kl×1基 アルコール倉庫 500kl
製 造 場	名称及び所在地	××工場 ××県××市××町××丁目×番×号
	製造設備の能力	1号蒸留器 60kl/日 2号蒸留器 100kl/日
	製造設備の構造	別添一覧表のとおり
	貯蔵設備の能力	13,500kl
	貯蔵設備の構造	原料用アルコール貯槽 2,000kl×4基 アルコール貯槽 5,000kl×1基 アルコール倉庫 500kl
貯 蔵 所	名称及び所在地	××貯蔵所 ××県××市××町××丁目×番×号
	貯蔵設備の能力	5,000kl
	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 2,000kl×2基 1,000kl×1基
貯 蔵 所	名称及び所在地	××貯蔵所 ××県××市××町××丁目×番×号
	貯蔵設備の能力	22,000kl
	貯蔵設備の構造	原料用アルコール貯槽 5,000kl×2基 2,000kl×1基 アルコール貯槽 5,000kl×2基
貯 蔵 所	名称及び所在地	××貯蔵所 ××県××市××町××丁目×番×号
	貯蔵設備の能力	22,500kl
	貯蔵設備の構造	原料用アルコール貯槽 5,000kl×2基 2,000kl×1基 アルコール貯槽 5,000kl×2基 アルコール倉庫 500kl

製造設備の構造一覧表（様式例）

別 添

設備の構造一覧表（〇〇工場）

1. アルコール製造設備

機 器 名 称	基 数	容 量	仕 様 等
蒸留設備 抽出塔	1	8,000L	縦置 円筒型 高さ25,000mm 内径 1,800mm 泡鐘式 60段 材質SUS
精留塔	1	75,000L	縦置 円筒型 高さ27,000mm 内径 3,200mm 泡鐘式 66段 材質SUS
精製塔	1	3,000L	縦置 円筒型 高さ20,000mm 内径 1,300mm 泡鐘式 30段 材質SUS
不純物処理塔	1	1,200L	縦置 円筒型 高さ20,000mm 内径 800mm 泡鐘式 30段 材質SUS
第2抽出塔	1	3,000L	縦置 円筒型 高さ20,000mm 内径 1,200mm 泡鐘式 50段 材質SUS
減圧塔	1	17,400L	縦置 円筒型 高さ20,000mm 内径 2,000mm 泡鐘式 55段 材質SUS
第2精製塔	1	1,200L	縦置 円筒型 高さ20,000mm 内径 800mm 泡鐘式 30段 材質SUS

・『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類』の作成について

注： この添付する書類について、2以上の製造場又は貯蔵所を有する場合は、その製造場又は貯蔵所ごとの括りとし、申請書に記載された順に「〇〇製造場（〇〇貯蔵所）の添付書類」等の表紙を付けて添付してください。

また、添付書類各葉に当該製造場又は貯蔵所の名称を記載してください。

1. アルコール製造設備に係る構造図

既に消防当局に提出済みの構造図がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

2. アルコール貯蔵設備に係る構造図

アルコール貯槽又はアルコールを貯蔵するための危険物倉庫がある場合には、構造図の提出が必要です。なお、既に消防当局に提出済みの構造図がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

3. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類

アルコールの数量管理のための基準として、施行規則においてはアルコールの受け払いのための設備又はアルコール貯槽には、アルコールの数量を計測するための流量計又ははかり（アルコール貯槽の場合は液面計その他の計測器）を設けることを規定しています。

この書類には、これらアルコール受け払い設備又はアルコール貯槽に設ける計測機器の名称、形式及び基数を記載することとします。

なお、計測機器等が複数である場合等で記載しきれない場合には、「計測機器の名称、形式及び基数一覧のとおり」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

4. アルコール移送配管の配管内の容積を計算した書類

アルコール受入設備からアルコール貯槽、アルコール倉庫へのアルコール移送、又はアルコール貯槽、アルコール倉庫からアルコール払出設備へのアルコールの移送等、貯蔵所内のアルコールの移送に使用されている配管の容積を計算した書面が必要となります。（配管内径が異なる配管を複数利用するときは配管内径ごとに計算した書面としてください。）

なお、既に消防当局に提出済みの書類がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

・『製造場、貯蔵所ごとの図面及び製造設備、貯蔵設備その他の設備の配置図』の作成について

1. 製造場、貯蔵所ごとの図面及び製造設備、貯蔵設備その他の設備配置図とは、具体的にはアルコールの製造設備、貯蔵設備、移送配管及び受払設備（受払の際の計測機器も含む。）並びに帳簿を備えている事務所等の位置を的確に把握することができる事業場全体の平面図のことです。

なお、既に消防当局に提出済みの書類がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

2. この書類は、当省の職員が法第40条に基づく立入検査を行うに当たって、アルコールの製造設備、貯蔵設備、受払設備等が事業場内の何処に配置されているかを事前に把握しておく必要があることから提出を求めるものです。

3. したがって、作成に当たっては、①事業場全体の平面図となっているか、②アルコールの製造設備、貯蔵設備、移送配管、受払設備及び帳簿を備える事務所等の位置が明確になっているかという点につき留意して作成してください。

別表

設備の種類	記載すべき事項	添付書類
<p>一 アルコール製造設備</p> <p>(一) 蒸煮機</p> <p>(二) 発酵槽</p> <p>(三) 酒母槽</p> <p>(四) 加熱炉</p> <p>(五) 反応器</p> <p>(六) ガス分離槽</p> <p>(七) 蒸留機</p>	<p>容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>基数</p> <p>反応方式、容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>名称（アルコール蒸発缶、精製塔等）、高さ、内径、段数、内部構造（泡鐘式等）及び基数</p>	<p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p>
<p>二 アルコール貯蔵設備</p> <p>(一) アルコール貯槽</p> <p>(二) アルコール倉庫（屋外を含む。）</p>	<p>容量及び基数</p> <p>貯蔵可能な容量の総計</p>	<p>構造図</p> <p>構造図</p>
<p>三 アルコール使用設備</p> <p>使用工程において用いる設備</p>	<p>各設備の名称及び能力（容量等）</p>	
<p>四 計測機器</p> <p>(一) アルコールの計測機器</p> <p>(二) アルコールの原料の計測機器</p>		<p>名称、形式及び基数を示す書類</p> <p>名称、形式及び基数を示す書類</p>
<p>五 アルコール移送配管</p>		<p>配管内の容積を計算した書類</p>

・ 『所要資金の額及び調達方法を記載した書類』 について

- ① 申請時において、アルコールの製造に必要な設備を有し、かつ当該製造を行い又は行うことが明確な場合には「製造設備は、現有施設を活用し製造に必要な原材料費や人件費等の費用は弊社売上〇〇億円の一部を充当する予定」旨を記載した書類でも結構です。
- ② なお、製造設備等の新設又は既存設備の補修等を行いアルコールの製造を始める場合には、これら設備等の新設費用等を記載した書類（書類例）とします。また、この書類に代えて事業計画書を添付して頂いても結構です。
- ③ この書類は、アルコールの製造事業を事業として継続的に行えるかどうか、また、製造事業者としての規模等を把握する書類として求めるものです。

<書類例>

参考に例示するものであり、書式等は問いません。事業計画書と同様な書類でも結構です。

所要資金の額及び調達方法

(単位：百万円)

区 分	所要額	調 達 方 法	備 考
設備費		売上資金（一部借入）	タンクの新設他設備に係る費用
原材料費		〃	原料用アルコールの購入費
人件費		売上資金	アルコール製造業務従事者の人件費
その他		売上資金	車両のリース、運送委託等費用
計			

・『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』 について

記載例

誓 約 書	
20××年××月××日	
××経済産業局長 殿	
申請者 ^(注3)	
氏名又は名称 ××株式会社	
代表者の住所及び氏名	
住所 ○○県○○市○○町○○	
代表取締役社長 ×× ××	
業務を執行する役員の住所及び氏名	
住所 ○○県○○市○○町○○	
××取締役 ×× ××	
業務を執行する役員の住所及び氏名	
住所 ○○県○○市○○町○○	
○○取締役 ○○ ○○	
当社 ^(注2) は、アルコール事業法第5条各号に該当しないものであることを誓約します。	

注1. 法人（会社）の場合の誓約書記載例は上記のとおり。

2. 個人の場合の誓約書は文面の一部を次のように置き換えてください。 当社は → 私は

3. 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名又は名称、住所を追加してください。

4. 「業務を執行する役員」とは、株式会社の取締役、合名会社、合資会社の業務執行役員、合同会社の業務執行社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の理事、法人格を有する組合の理事のうち、アルコールの製造の業務を担当する役員をいう。アルコールを製造する業務以外の業務も行う法人で、その取締役の担当分野がアルコールを製造する業務とは全く関係のない者は、ここでいう「業務を執行する役員」には該当しません。また、住所は役員の自宅住所を記入してください。

5. 業務を執行する役員が複数名存在する場合は、誓約書にその全員について記載する必要があります。代表者以外の担当役員がない場合は、記入の必要はありません。

・その他必要書類について

1. 主たる技術者の履歴書

- ① 主たる技術者とは、現場に勤務する者の長（必ずしも工場長である必要はなく、技術主任クラス以上）とします。
- ② 履歴書の記載内容
 - イ 氏名
 - ロ 生年月日
 - ハ 現住所
 - ニ 最終学歴
 - ホ 職歴（特に技術に関する事項については時系列に詳しく記載）
 - ヘ 資格（アルコールの製造に関する免許・資格を記載）

2. 住民票

申請者が個人の場合においては、住民票を添付してください。（個人番号（マイナンバー）の記載不要）

3. 定款、登記事項証明書（注）、財産目録、貸借対照表、損益計算書

申請者が法人である場合においては、その法人の申請時直近の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（注）並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

なお、最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、これらが記載されている書類、例えば、申請時直近の営業報告書、有価証券報告書でも差し支えありません。

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書について**は、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

Ⅱ. 『アルコール製造事業許可事項変更許可申請書』の記載方法について

- 注1. この申請書は、アルコールの製造設備又は貯蔵設備の能力を変更しようとする場合に必要となります。
2. 提出は、事前に主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

製造設備又は貯蔵設備の別に変更内容を記載してください。

<記載例>

- 蒸留設備更新による製造能力の増加
- タンク新設による能力の増加
- タンク取壊しによる能力の減少

2. 【製造場又は貯蔵所の名称及び所在地】

- ① 当該製造場又は貯蔵所の名称及び所在地を記載することになります。なお、事業場整理番号を記載した場合には、所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ② 当該変更にかかる製造場又は貯蔵所が複数ある場合には、その全ての製造場又は貯蔵所を記載してください。
- ※ 事業所整理番号：アルコール製造事業許可書に記載された製造場又は貯蔵所ごとの整理番号のことを指します。

3. 【変更前】及び【変更後】

- ① 変更前：変更する当該製造場又は貯蔵所の申請現時点の能力を記載してください。
- ② 変更後：変更する当該製造場又は貯蔵所の変更予定能力を記載してください。
- ③ 変更する製造場又は貯蔵所が複数ある場合には、その製造場又は貯蔵所ごとに記載することとします。

4. 【変更予定年月日】

設備等を変更し、実際に使用を開始しようとする年月日、または、新設、更新等の場合は、工事の完成予定年月日を記載してください。

変更する製造場又は貯蔵所が複数ある場合には、最も早い日付で記載してください。

5. 【変更の理由】

変更することになった理由について、簡潔に記載してください。

<記載例>

- 蒸留設備の老朽化のため
- タンクの老朽化のため

6. 【添付書類】

許可事項の変更に伴って、既に提出済みの申請書添付書類等に変更があるときは、当該変更するものの又は変更後のものの添付書類の添付が必要となります。

<新設による能力増の場合 例>

別表（P38）の設備の種類に応じた添付書類

1. 新設する製造設備、貯蔵設備の構造図
2. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類
3. アルコール移送配管の配管内の容積を計算した書類
4. 製造場又は貯蔵所の図面及び製造設備、貯蔵設備その他の設備配置図

Ⅲ. 『アルコール製造事業許可事項変更届出書』の記載方法について

注：1. この変更届出書は、以下に挙げる事項を変更する場合に必要となります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地（移転の場合は、旧製造場のアルコール製造が終了し、かつ、旧貯蔵所を含めてアルコールの在庫がない場合であって、アルコールの製造能力又は貯蔵能力の変更を伴わないものに限る）
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧製造場及び貯蔵所ごとの設備の能力及び構造並びに計測機器及び移送配管（アルコールの製造能力又は貯蔵能力の変更を伴わないものに限る）

2. 提出のタイミングは、⑤及び⑥の変更の場合には事前に、その他の変更の場合には実際に変更した後遅滞なく、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

変更の内容を簡潔に記載してください。

<記載例>

商号を変更する場合には、「商号の変更」

主たる事務所の所在地を変更する場合には、「主たる事務所の所在地変更」

2. 【製造場又は貯蔵所の名称及び所在地】

① 製造場又は貯蔵所の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。

② 製造場又は貯蔵所が複数ある場合には、当該変更を行う使用施設の全てについて記載してください。

3. 【変更前】及び【変更後】

変更する事項の変更前と変更後をそれぞれ記載してください。

4. 【変更（予定）年月日】

変更した、又は変更しようとする年月日を記載してください。

5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

6. 【添付書類】

①商号、名称又は氏名及び住所

… 届出者が個人である場合は「住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）」、法人である場合は「登記事項証明書（注）」

②代表者の氏名及び住所（法人の場合のみ必要。）

… 「登記事項証明書（注）」

③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所

… 法定代理人が個人である場合に当該法定代理人の「住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）」

④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所

… 法人である法定代理人の代表者の「住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）」

⑤製造設備又は貯蔵設備の変更（製造設備又は貯蔵設備の能力に変更がないもの）及び計測機器、移送配管の変更

… 製造設備又は貯蔵設備の構造図（変更後のもの）、計測機器の名称、形式及び基数を示す書類（変更後のもの）、配管内の容積を計算した書面（変更後のもの）。

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書について**は、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
○代表者の氏名及び住所の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（注）（法人の場合）	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
○法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	〃	〃
○法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）	〃	〃
○主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地	アルコール製造事業許可事項変更届出書	事前の届出	〃
○事業開始の予定年月日	アルコール製造事業許可事項変更届出書	〃	〃
○現に営んでいる他の事業種類	アルコール製造事業許可事項変更届出書	事後遅滞なく	〃
○設備の変更 （能力の変更を伴わない変更）	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・設備の構造図	〃	〃
○計測機器及び移送配管の変更	アルコール製造事業許可事項変更届出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	〃	〃
<定期の報告>	アルコール製造業務報告書 ※添付書類 ・原料用アルコール譲受け一覧表 ・アルコール譲渡一覧表	毎年、5月末日まで	主事務所の経済産業局長
<亡失・盗難の報告>	亡失（盗難）報告書	直ちに	当該場所の経済産業局長

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
＜廃棄の届出＞	アルコール廃棄処分届出書	事前の届出	当該場所の経済産業局長
＜必要な行為の継続の申請＞	アルコール製造・譲渡継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
＜事業の承継の届出＞	アルコール製造事業承継届出書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・アルコール製造事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 (イ) 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 ・アルコール製造事業者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 (ロ) イ以外の相続人である場合 ・アルコール製造事業者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書 ○分割により事業の全部を承継した法人である場合 ・アルコール製造事業承継証明書 ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
＜廃止の報告＞	アルコール製造事業廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール製造業務報告書」 ・廃止の日までにおける「原料用アルコール譲受け一覧表」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲渡一覧表」	廃止後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

注：提出先欄について

- 「主事務所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該場所の経済産業局長」とは、亡失・盗難の発生した場所を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該場所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の該当製造場又は貯蔵所を管轄する経済産業局長のことです。

(注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

申請及び届出書様式（主なもの）

- 施行規則様式第 1 アルコール製造事業許可申請書
 - 施行規則様式第 3 アルコール製造事業承継届出書
 - 施行規則様式第 7 アルコール製造事業許可事項変更許可申請書
 - 施行規則様式第 8 アルコール製造事業許可事項変更届出書
 - 施行規則様式第 9 アルコール製造業務報告書
 - 施行規則様式第 10 原料用アルコール譲受け一覧表
 - 施行規則様式第 11 製品アルコール譲渡一覧表
 - 施行規則様式第 15 酒母（もろみ）移出承認申請書
 - 施行規則様式第 12 亡失（盗難）報告書
 - アルコール廃棄処分届出書
 - 施行規則様式第 13 アルコール製造事業廃止届出書
 - 施行規則様式第 55 の 2 国庫納付金申告書
 - 施行規則様式第 55 の 3 国庫納付金計算書
- （参考）製造事業者業務報告書摘要コード

年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号)

申請者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール製造事業許可申請書

アルコール事業法第3条第1項に規定するアルコール製造事業の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地		
製 造 場	名称及び所在地	
	製造設備の能力	
	製造設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
貯 蔵 所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
事業開始の予定年月日		
現に営んでいる他の事業		

- 備考 1 製造場又は貯蔵所が2以上ある場合には、第1面に掲げる事項を第2面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
- 2 製造場の製造設備の能力は、系列ごとの1日当たりの製造能力を記載する。
- 3 製造場又は貯蔵所の貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載する。
- 4 設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

製 造 場	名称及び所在地	
	製造設備の能力	
	製造設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
製 造 場	名称及び所在地	
	製造設備の能力	
	製造設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
製 造 場	名称及び所在地	
	製造設備の能力	
	製造設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	

貯 蔵 所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
貯 蔵 所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
貯 蔵 所	名称及び所在地	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	

様式第3（第5条関係）

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 住所 (郵便番号)
電話番号 ()
商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール製造事業承継届出書

アルコール製造事業者の地位を承継しましたので、アルコール事業法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 年 月 日	
被承継者の住所及び 商号、名称又は氏名	
被承継者が法人にあつては、 その代表者の住所及び氏名	
被承継者の許可年月日 及び許可番号	
承継者の許可年月日 及び許可番号	
承 継 の 原 因	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第6条関係）

年 月 日

経済産業局長 殿

申請者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール製造事業許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
製造場又は貯蔵所の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日	
変 更 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 8 (第 8 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール製造事業許可事項変更届出書

アルコール事業法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
製造場又は貯蔵所の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 (予 定) 年 月 日	
変 更 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第9（第11条第1項関係）

20 年 月 日

経済産業局長 殿

（郵便番号 - ）

報告者 住所

電話番号 （ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号 3 - - ）

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール製造業務報告書

アルコール事業法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1. 20 年度製品アルコール受払

2. 20 年度原料用アルコール受払

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 15 (第 16 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

申請者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

酒母 (もろみ) 移出承認申請書

アルコール事業法第 15 条に規定する酒母 (もろみ) の移出の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

移 出 数 量	
移出する製造場の名称及び所在地	
移出先の名称及び所在地	
移 出 の 方 法	
移 出 の 理 由	
移 出 予 定 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 12 (第 12 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

報告者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

亡失 (盗難) 報告書

亡失 (盗難) について、アルコール事業法第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

アルコールの度数、発酵アルコール又は合成アルコールの別及び数量	
酒母又はもろみの別及び数量	
事実の生じた日時及び場所	
事実の生じた当時における管理の状況	
原因	
事実を知った日	
事実を知った後に採られた措置	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

経済産業局長 殿

年 月 日

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール廃棄処分届出書

アルコールを廃棄処分したいので、許可の条件により、次のとおり届け出ます。

アルコールを廃棄しようとする製造場又は貯蔵所の名称及び整理番号	
廃棄処分するアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別	
廃棄処分するアルコールの数量	
廃棄処分する予定年月日	
廃棄処分する理由	
廃棄処分の方法	

様式第 13 (第 13 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール製造事業廃止届出書

アルコール製造事業を廃止しましたので、アルコール事業法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業を廃止した年月日	
許可年月日及び許可番号	
事業を廃止した理由	

- 備考 1 当該年度の廃止の日までにおける様式第 9 による報告書並びに様式第 10 及び様式第 11 による一覧表を添えること。また、この届出書を提出する時点において廃止の日を含む年度の前年度に係る第 11 条の規定による定期の報告を終えていない場合には、当該報告も併せて行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

経済産業局長 殿

申告者 住所 (郵便番号)
電話番号 ()
商号、名称又は氏名
(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名
法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

年 月分 国庫納付金申告書

アルコール事業法施行令第2条第1項の規定により、国庫納付金申告書を次のとおり提出します。

納付金額 (円)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第55の3（第39条第2項関係）

年 月 分 国庫納付金計算書

製造場又は 貯蔵所の名称	許 可 番 号	アルコールの度数	発酵アルコール：1 合成アルコール：2	1キロリットル当たりの加算額 (円)	譲渡数量 (リットル)	納付金額 (円)
合 計						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考) 製造事業者業務報告書摘要コード

発酵アルコール又は合成アルコールの別コード

コード	
1	発 酵
2	合 成

増加コード

摘要コード		サブコード	
1	譲 受	なし	
2	移 入	事業場整理番号（2桁）を記載	
3	製 造	なし	
5	雑 受	1	計量誤差増
		8	度数替え
		9	その他増

減少コード

摘要コード		サブコード	
6	製造払出	なし	
7	譲 渡	1	許可事業者
		2	輸 出
		3	特定アルコール
8	移 出	事業場整理番号（2桁）を記載	
9	雑 払	1	欠 減
		2	亡 失
		3	盗 難
		4	廃 棄
		5	収 去
		8	度数替え
	9	その他	

アルコール製造事業の手引き（第11版）

令和5年10月1日

経済産業省製造産業局素材産業課アルコール室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03-3580-5651

FAX 03-3580-6348

【お問い合わせ窓口】

○ 経済産業局等

◇北海道経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1（札幌第1合同庁舎内）
TEL 011(709)1797 FAX 011(709)2566 e-mail bzl-hokkaido-alcohol@meti.go.jp

◇東北経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL 022(221)4909 FAX 022(215)9463 e-mail bzl-toho-alcohol@meti.go.jp

◇関東経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
（さいたま新都心合同庁舎1号館内）
TEL 048(600)0399 FAX 048(601)1296 e-mail bzl-kanto-arukoru@meti.go.jp

◇中部経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2785 FAX 052(951)0977 e-mail bzl-chb-alcohol@meti.go.jp

◇近畿経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44（大阪合同庁舎1号館内）
TEL 06(6966)6029 FAX 06(6966)6086 e-mail bzl-kansai-arukoru@meti.go.jp

◇中国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎2号館内）
TEL 082(224)5681 FAX 082(224)5642 e-mail bzl-chugoku-alc@meti.go.jp

◇四国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号（高松サンポート合同庁舎北館内）
TEL 087(811)8528 FAX 087(811)8556 e-mail bzl-shikoku-alcohol@meti.go.jp

◇九州経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎内）
TEL 092(482)5483 FAX 092(482)5388 e-mail bzl-kyushu-alcohol@meti.go.jp

◇内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課アルコール係

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎2号館内）
TEL 098(866)1757 FAX 098(860)3710 e-mail bzl-oki-alcohol@meti.go.jp